

【平成28年第3回定例会 文教委員会委員長報告資料】

平成28年10月17日 文教委員長 松原 成文

○「議案第113号 川崎市とどろきアリーナ条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

* 使用料・手数料の見直しに関して、25%から100%までの受益者負担割合の根拠が明確に示されていない。スポーツ・文化施設は、市内で延べ281万人が利用しており、「音楽のまち」や「映像のまち」、「スポーツのまち」、「読書のまち」を掲げる本市にとって、値上げをすることで、これらの施設が使いづらくなるというのは、掲げている内容に対して逆行することであり、スポーツや文化を享受する権利を守ることが市の本来の役割であると考えため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第114号 川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

* 使用料・手数料の見直しに関して、25%から100%までの受益者負担割合の根拠が明確に示されていない。スポーツ・文化施設は、市内で延べ281万人が利用しており、「音楽のまち」や「映像のまち」、「スポーツのまち」、「読書のまち」を掲げる本市にとって、値上げをすることで、これらの施設が使いづらくなるというのは、掲げている内容に対して逆行することであり、スポーツや文化を享受する権利を守ることが市の本来の役割であると考えため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第115号 川崎市武道館条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

* 使用料・手数料の見直しに関して、25%から100%までの受益者負担割合の根拠が明確に示されていない。スポーツ・文化施設は、市内で延べ281万人が利用しており、「音楽のまち」や「映像のまち」、「スポーツのまち」、「読書のまち」を掲げる本市にとって、値上げをすることで、これらの施設が使いづらくなるというのは、掲げている内容に対して逆行することであり、スポーツや文化を享受する権利を守ることが市の本来の役割であると考えため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第116号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * NPO法人が市民活動センター内に住所を設定することについて

NPO法人が公有財産内に事務所を設置しようとする場合には、それぞれの公有財産の管理者との契約などによって合意があることが前提となる。その上で、法人登記によって事務所の所在地が変更された場合は、本条例の別表の改正が必要となる。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第121号 川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 児童相談所における弁護士配置について

改正児童福祉法においては、「弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする」と規定されていることから、厚生労働省においては、各児童相談所に常勤の弁護士を配置することを想定しているが、今後の、本市の児童相談所における弁護士の配置については、弁護士会や関係部局との協議を進め、検討していきたいと考えている。

- * 職員等の人材確保について

児童福祉法の改正に伴い、児童福祉法施行令で定める基準等に基づき、平成28年10月1日における児童相談所の児童福祉司の配置は増員が求められることとなるが、児童福祉法施行令の附則に定める平成31年3月末までの経過措置の中で、関係局と協議を進めつつ、職員配置及び人材確保に向けて取り組んでいきたいと考えている。

《意見》

- * 優秀な職員の人材確保については、自治体間で競争になることが考えられるため、市としてできる限りの条件を整えて人材確保に取り組んでほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第122号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」

- 「請願第24号 小児医療費助成制度に「一部負担金」を導入しないことを求める請願」

《一括審査の理由》

いずれも小児医療費助成制度に関する内容であるので、2件を一括して審査

《請願第24号の要旨》

小児医療費助成制度に一部負担金を導入しないことを求めるもの。

《理事者の説明要旨》

本市の小児医療費助成制度の趣旨は、「小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を図り、もって小児保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。」ものである。

現行制度は0歳から小学校3年生までの児童については、入院及び通院に係る保険医療費の自己負担額全額を助成の範囲とし、原則、窓口負担のない現物給付方式により助成を行うため、対象者に医療証を交付している。また、小学校4年生から中学校卒業までの児童については、入院の保険医療費の自己負担額全額を助成の範囲とし、一旦、医療機関窓口で自己負担額を支払った後、区役所で申請の手続きをしていただき、償還払い方式により助成を行っている。所得制限については、1歳以上の児童の場合、児童手当制度における所得制限限度額に準拠して実施している。

条例改正案は、平成29年4月に、学齢期における心身の成長の一つの区切りである小学校6年生まで、通院医療費の助成対象年齢を拡大するものである。また、対象者の拡大に伴い恒久的な支出が増大することから、制度の安定的かつ継続的な運用を確保するため、新たに助成の対象となる小学校4年生から6年生までの受診に対し、入院・調剤を除き医療機関に1回受診するごとに500円を上限として一定の自己負担額を設定することとした。一定の自己負担額の上限額を500円に設定した考え方としては、保険診療における自己負担額については、未就学児は2割、小学校就学以降は3割となるため、その増加分である1割相当額の平均である500円を設定したものである。なお、入院医療費及び通院に伴う調剤医療費については、全額助成とする。また、子どもの医療費が家計に与える影響がより大きい低所得者層への配慮として、市民税所得割非課税者については自己負担の適用除外とし、全額助成とする。

制度拡充の影響としては、通院医療費の助成対象年齢を現行の小学校3年生までから小学校6年生まで拡大することにより、助成対象者は約2万5,000人増加すると見込んでいる。平成28年度末時点での小学校3年生までの助成対象者数を約11万人と見込んでいるため、制度拡充により全体で約13万5,000人が通院医療費助成の対象になると推計している。また、制度拡充による事業費の増加見込額については、医療費の自己負担額全額を助成し小学校6年生まで拡大した場合に必要な経費を約6億7,500万円としているが、一定の自己負担額の仕組みを導入することにより、保護者に約1億4,800万円を負担していただくことになるため、市の事業費の増加額は約5億2,700万円と見込んでいる。

請願に対する本市の考え方については、本制度は子育ての不安を解消し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めていく上で、大変重要な子育て支援施策の一つと考えており、学齢期における心身の成長の一つの区切りである小学校6年生までの拡大を早期に実現したく、平成29年4月から小学校6年生まで拡大を図るものである。制度の拡充に際しては、引き続き社会保障関連経費の増大が見込まれる中、大幅な対象者の拡大により恒久的な支出の増大を伴うことから、本制度を持続可能な制度とするため、一定の金額について保護者に負担していただくこととした。今回の拡充案については、一定の負担を求めることとなる小学校4

年生から6年生についても、現行の医療保険制度で規定されている自己負担額から確実に負担軽減を図るものであるため、制度の内容を正確に理解していただけるよう、丁寧に広報等を行っていきたいと考えている。

《主な質疑・答弁等》

* 関係団体に対する意見聴取の実施状況について

今回の小児医療費助成制度の拡充については、「新たな総合計画第1期実施計画素案」に小学校6年生まで拡充することを示し、パブリックコメント手続を実施した。また、「行財政改革に関する計画素案」の中で一定の負担を求める仕組み等を検討することを示した後、川崎市子ども・子育て会議及び川崎市児童福祉審議会において意見聴取を行った。

* 一部負担金の導入に対する医療機関等からの反応について

川崎市医師会等の役員会等で意見聴取を実施したところ、医療機関窓口での処理の煩雑化を避けてほしいとの意見や、できる限り簡単な仕組みで導入してほしいとの意見をいただいている。

* 医療機関における窓口事務等の負担増加への対応策について

医療機関に対しては、昨年、小児医療費助成制度の拡充に関して、一定の方向性及び検討の状況を示し、医療機関における課題を伺いながら、窓口業務等の負担を軽減できる仕組みを検討してきた。

* 医療機関から出された一部負担金導入に伴う課題について

医療機関からは、窓口において一部負担金の対象者か否かの判別が難しいとの声があった。この点については、横浜市も同時期に同様の内容での拡充を予定しているため、横浜市とも連携を図りながら、事務的な仕組みを整えていきたいと考えている。現時点では、医療証に記載されている負担者番号で識別をする仕組みを検討している。

* 制度の周知及びシステム改修に係るスケジュールについて

議決後、速やかに改正内容について市ホームページへ掲載するとともに、市政だよりにおいて広報していきたいと考えており、同時に、市及び県の医療関係団体等に対しての説明及び協力依頼も実施していく。また、システム改修についても併せて実施していく。

* システム改修に係る費用及びシステム改修に関連した医療機関への影響について

本市のシステム改修に係る準備経費としては、今年度予算で約1,100万円程度を見込んでいる。また、医療機関に対しては、改修の対応について協力を依頼している。

* パブリックコメント手続の実施状況について

小児医療費助成制度の拡充に関するパブリックコメント手続の実施については、平成27年11月に実施した「新たな総合計画第1期実施計画素案」及び「行財政改革に関する計画素案」に対するパブリックコメント手続の中で19件の意見をいただいております。これらの意見を踏まえた上で制度拡充の検討を行った。

* パブリックコメント手続で寄せられた意見について

寄せられた19件の意見のうち、13件が一部負担金の導入に反対するもので

あった。

*** 所得制限により医療費助成を受けられない世帯がいることへの考え方について**

本制度については、福祉施策として、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的としているため、限りある財源の中で制度の趣旨を効果的に達成していくためには、所得制限を設けていく必要があると考えている。

*** 一部負担金の導入が必要と判断した根拠について**

本制度については、拡充後の制度後退は困難であると考えており、仮に財政状況が悪化した場合にも制度を安定的・継続的に運用するために、一部負担金を設けることは必要であると判断した。

*** 制度の拡充により新たに対象となる方の申請漏れの防止策について**

平成29年4月に小学校4年生となる現在の3年生については、既に医療証を持っているため、平成29年4月1日以降の医療証を自動的に送付する。また、5・6年生については、住民基本台帳から抽出した該当者に対して、個別に申請書を郵送し、申請状況等を確認しながら、申請漏れないように対応していく。

*** これまでこども未来局として行財政改革に取り組んできた成果について**

大きな取組としては、公立保育所の民営化によるものがあり、これまでに、最大88園あった公立保育所を45園まで民営化を進めており、さらに平成33年までに21園としていくことで、職員についても1,000人以上削減し、相当の財政効果を挙げることができると考えている。

*** 受診抑制に係る他都市との比較について**

現行、3割負担となっている本市の小学校4年生から6年生について、既に小児医療費助成の対象としている他都市と比較し、受診抑制により重症化・重篤化患者が多いといった実態を示す具体的データは把握していない。

*** 県外受診をした方に対して確実に償還払いができる仕組みについて**

県外受診をした際の償還払いについては、保護者の方が自ら申請していただく必要があるため、償還払い制度の内容について確実に周知をしていきたい。

*** 所得制限により助成対象外となる人数について**

小学校6年生まで拡大した場合では、1歳から小学校6年生までの所得制限に該当する方は約2万5,000人である。

*** 将来的に一部負担金を撤廃することについて**

本市の子ども・子育て支援施策としては、小児医療費助成制度のみならず、待機児童対策や児童虐待防止対策、子どもの貧困対策、子どもの居場所づくり等の様々な課題に優先順位を付けて対応していく必要があると認識している。そうした中、本制度について検討を重ね、財源の確保を図りつつ、持続可能な制度とするために、今回の一部負担金の導入を含む制度として提案した。将来的には一部負担金の撤廃といった考え方もあるものと考えているが、現時点では持続可能な制度の構築といった観点から、一部負担金の導入はやむを得ないと判断している。

*** 県内の普通交付税不交付団体における所得制限の状況について**

この場では、どの市町村が普通交付税不交付団体であるかは分からないが、藤沢市、厚木市、海老名市、中井町及び箱根町については、所得制限は設けていない。

*** 医療費を無料化することによる過剰受診の有無について**

医療費助成の実績の中で、その受診が過剰受診であるかどうかを示すデータは無いが、医療費助成の実施により、医療を受けやすい環境が整備されることになるため、これまで受診を控えていた方が受診しやすくなり、医療費全体としては増大するものとする。今回の一部負担金の導入は、持続的に制度を運営するためのものであり、過剰受診や小児科医の疲弊を直接の理由に導入するものではない。

*** 一部負担金導入に当たっての保護者の手続の煩雑さに関する検討について**

一部負担金の対象となる子どもと対象外の子どもの両者を持つ保護者について、支払い等に関する煩雑さといった観点での検討は行っていない。一部負担金の導入に当たっては、小児科医等の意見を参考に、特に医療機関を受診する機会の多い小学校3年生までは無料としていくといった考え方で線引きを行っている。

*** 1回の医療費が500円以下となるケースの割合について**

平成26年度における小学校1年生の医療費助成実績から、500円以下になる場合が全体の5%程度と想定している。その中で、他都市においても一部負担金として500円の設定をしているところが多くあるため、本市においても一定の理解をいただけるものと考えている。

*** 必要な世帯へ支援が届かなくなることへの危惧に対する考え方について**

低所得者層への配慮として、市民税所得割非課税世帯については、一部負担金の適用除外としており、また、一部ではあるが、ひとり親家庭に対しては別の医療費助成制度を設けている。今回の拡充対象である小学校4年生から6年生については、これまでの3割負担と比較し、確実に負担が軽減されるものと考えている。

*** 現行制度及び制度拡充後における対象者数及び非対象者数について**

現行制度において助成制度の対象となっている方は、0歳から小学校3年生までで、10万9,830人、所得制限により対象外となっている方は、1万6,741人で、助成対象者の割合は全体の86.7%である。また、制度拡充後においては0歳から小学校6年生までで、13万4,894人、所得制限により対象外となる方は2万5,001人で、助成対象者の割合は全体の84.3%になると推計している。また、今回の制度拡充において、対象となる小学校4年生から6年生までの方は2万5,064人、所得制限により対象外となる方は8,260人で、助成対象者の割合は、全体の75.2%になると推計している。

*** 代表質問における「全国的な医療費の増大や医療機関の疲弊」に関する市長の見解について**

本市の状況として、特に具体的に把握しているものではないが、国の「子ど

もの医療制度の在り方等に関する検討会」における議論等を踏まえたものである。

*** 国の「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」における議論の一部分のみを引用し市長答弁とした理由について**

今回の代表質問の中では、国の検討会において小児科医の疲弊の問題や地方自治体の実施する単独助成に対し、必要性を認める意見や慎重的な意見等、様々な意見が出たことを踏まえて答弁を行った。過剰受診等については、それを示すデータを市としては持っていないため、そのような実態があるという前提での制度設計は行っていない。

*** 収支フレームの策定段階における一部負担金導入の想定について**

「新たな総合計画第1期実施計画素案」においては、小学校1年生から6年生までで一定の自己負担額を導入する想定で収支見通しを策定していた。

*** これまでの議会からの意見等の制度への反映状況について**

平成27年11月の時点では、小学校6年生まで助成を拡大するに当たり、小学校1年生から一部負担金を導入することを議論のたたき台として示してきた。そこから、これまでの間に議論を重ね、現行制度で無料化している小学校1年生から小学校3年生までに新たな負担を導入することは困難であること、小学校3年生までは比較的医療機関を受診する機会が多いこと、さらに低所得者への配慮が必要なことなどの意見を踏まえ今回の拡充案となった。

*** 未就学・就学を一つの区切りとして一部負担金の導入を議論することについて**

一部負担金の導入を小学校4年生からとしたことについては、学齢期における心身の成長の一つの区切りである小学校6年生までを早急に助成対象とし、持続的に制度を運用するために判断したものである。

*** 今回の制度拡充に関する横浜市との調整について**

本市では、平成27年11月の「新たな総合計画第1期実施計画素案」の公表に合わせて、小学校6年生までの対象年齢の拡大及び一定の負担を求める仕組みについては、500円の一部負担金を求める場合を想定し算定した収支見通しを公表している。横浜市については、平成28年2月の新年度予算の市長会見において、対象年齢の拡大及び一定の負担を検討していくことが示されているが、その時点においては、拡大対象の範囲は明言していなかったため、制度設計については本市が議会等の意見も伺いながら判断してきたところである。

*** 一部負担金を導入することによる自己負担額の約1億5,000万円が恒久的な財源として必要だとする根拠について**

初めから自己負担額の約1億5,000万円が必要であるといった考え方ではない。多様なこども施策を実施していくに当たり、予測不可能な事態も想定される中で、学齢期を一つの区切りとして小学校6年生までの拡充を判断した際に、当初は小学校1年生から6年生まで一部負担金を導入する考えがあったが、様々な議論や意見を踏まえ、現行制度で無料となっている対象者に負担を生じさせないようにと検討した結果、小学校4年生からの一部負担金の導入を判断し、結果として約1億5,000万円の自己負担額となったものである。

*** 消費税増税のタイミングでの更なる制度拡充の可能性について**

消費税増税により子育て施策に係る市の財源が増加した場合においても、子育て世帯の支援としては小児医療費助成の拡充だけではないと考えるため、そのときの状況に応じて最も効果的な施策を判断すべきものと考えている。

*** 小児医療費助成制度の見直しのタイミングを明確に示すことについて**

小児医療費助成制度は、子育て世帯が社会全体で支えられていると実感できる制度であると考えているが、子育てに係る施策は妊娠・出産期から学齢期、青年期に至るまで、幅広く実施していくことが求められており、現時点で小児医療費助成制度の更なる拡充のタイミングを明言することは、困難であると考えている。

*** 国民健康保険の減額調整措置の見直しに関する議論及び今後の見通しについて**

国民健康保険制度においては、地方自治体が単独で現物給付方式の医療費助成を実施することに伴い、増加する医療費相当額に係る国庫負担金を減額する措置については、小児医療費助成制度によるものは、平成27年度決算で約5,700万円が減額されている。子育て世帯の国民健康保険加入者が減少してきていることもあり、この影響額の今後の推移について、正確に見通すことは難しいと考える。

国の「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」においても、地方自治体が単独で実施する医療費助成に対する国民健康保険の減額調整措置は、見直すべきとの意見が大勢を占めたと聞いている。その中で、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においても、年末を目途に見直しの検討を行うことが表明されているが、現時点における国での検討状況については把握していない。

*** 小児医療費助成制度に関する今後のビジョンについて**

これまでの制度拡充の取組として、小学校6年生までの助成対象の拡大を目標に、まずは小学校3年生まで拡充し、助成が途切れない形での段階的な拡充を実施してきたところであり、平成29年4月には小学校6年生までの拡大ということで今回、提案をさせていただいた。今後の取組として明確なビジョンは定まっていないが、まずは小学校6年生までの助成を安定的に実施していきたいと考えている。

*** 持続可能な制度の考え方について**

今後、本市の財政等を取り巻く状況がどのように変化していくかが不明確な中で、一度実施した制度を後退させないことが重要である。現状から後退することなく制度を持続的に運用していくことが、一つの大きな目標であると考えている。

《意見》

*** 小児医療費助成制度については、低所得者対策としてではなく、全ての子どもの健康を守るとの観点から、制度の在り方を検討していくべきである。**

*** 制度内容の周知に当たっては、分かりやすいイメージなどを活用し適切に実施してほしい。**

- * 今後、行財政改革に取り組むに当たり、一部負担金を少しでも軽減できるような方策も検討しつつ取組を進めるべきである。
- * 明確なバックデータがないにもかかわらず、医療費が無料化になると、いわゆるコンビニ受診が増えるというような考え方は、医療機関には極力かからないようにするため、家庭での健康管理に気を配るといった保護者の実態を理解していないものであると考える。
- * 今後の制度の拡充に関しては、議会での議論及び市民の意見をしっかりと聞き、本市の財政を取り巻く状況を勘案した上で、適切なタイミングで見直しのスケジュールを示してほしい。
- * 助成制度の拡充は必要であるが、一部負担金や所得制限の部分については、将来的にしっかりと見直すということを議会の意思として示すべきと考えるため、本議案については、附帯決議を付して賛成するものである。
- * 本議案の審査における答弁内容及び昨年度からの小児医療費助成制度に関する議論の内容等を鑑みて、本議案については附帯決議を付して賛成するものである。
- * 子育てを社会全体で支えるという意味では、一部負担金の導入や所得制限を設けることについて、全く受け入れられないということではないが、制度の拡充に向けては引き続き検討していくことが必要と考えるため、本議案については、附帯決議を付して賛成するものである。
- * 本議案にある一部負担金導入の部分に関しては、本市の財政状況、市長公約、制度の趣旨及び他都市の実施状況からしても、認められないと考えており、会派として議案に対する修正案を提出するため、本議案には賛成できない。

《議案第122号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第122号に対する附帯決議の審査結果》

賛成多数附帯決議を付す

《請願第24号の取り扱い》

- ・ 本請願の願意は議案第122号と相反する内容であるため、議案第122号が可決されたことに伴い不採択とすべきである。
- ・ 一部負担金を導入する議案第122号には反対の立場から、一部負担金を導入しないことを求める本請願については採択すべきである。

《請願第24号の審査結果》

賛成少数不採択

- 「議案第123号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第125号 川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

* 使用料・手数料の見直しに関して、25%から100%までの受益者負担割合の根拠が明確に示されていない。スポーツ・文化施設は、市内で延べ281万人が利用しており、「音楽のまち」や「映像のまち」、「スポーツのまち」、「読書のまち」を掲げる本市にとって、これらの施設が値上げをすることで使いづらくなるというのは、掲げている内容に対して逆行することであり、スポーツや文化を享受する権利を守ることが市の本来の役割であると考えため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第126号 川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 大ホールの予約終了時期について

教育文化会館については、富士見周辺地区整備実施計画に基づいて整備を進めていたが、その後、状況の変化が生じたことから、総合計画第1期実施計画期間中にホールの在り方を含めて、関係局と協議をしている段階であるため、現時点では閉鎖の時期及び予約の終了時期についても検討を進めている状況である。移転先を含めて、教育文化会館の在り方等が確定した際には、委員会に報告していきたいと考えている。

《意見》

* 使用料・手数料の見直しに関して、25%から100%までの受益者負担割合の根拠が明確に示されていない。スポーツ・文化施設は、市内で延べ281万人が利用しており、「音楽のまち」や「映像のまち」、「スポーツのまち」、「読書のまち」を掲げる本市にとって、これらの施設が値上げをすることで使いづらくなるというのは、掲げている内容に対して逆行することであり、スポーツや文化を享受する権利を守ることが市の本来の役割であると考えため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第127号 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

* 使用料・手数料の見直しに関して、25%から100%までの受益者負担割合の根拠が明確に示されていない。スポーツ・文化施設は、市内で延べ281万人が利用しており、「音楽のまち」や「映像のまち」、「スポーツのまち」、「読書のまち」を掲げる本市にとって、これらの施設が値上げをすることで使いづらくなるというのは、掲げている内容に対して逆行することであり、スポーツや文化を享受する権利を守ることが市の本来の役割であると考えため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第130号 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について」

《主な質疑・答弁等》

* 本施設内に整備される歌劇場のこけら落としイベント等の計画について

現在、平成29年10月のオープンを目指して、オープニングイベントを計画しており、オーケストラやスポーツイベントなどを中心に検討している。

* 市民への広報時期について

オープニングイベントの計画を進めているが、現時点においては、市民へ広報する時期ではないと考えている。

* 施設の予約開始時期について

ホールについては平成29年1月から、体育館については平成29年4月から予約を開始する予定で進めている。広報については、市ホームページや市政だよりなどで広報していきたいと考えている。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第131号 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第132号 川崎市市民ミュージアムの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 指定管理予定者の他都市における実績について

他都市における実績として、近県では埼玉県の狭山市立博物館及び耕心館、東京都の郷土資料館、福井県の陶芸館など、全国に指定管理施設では10施設以上、業務委託でも全国の10施設以上で業務を行っている。

* 指定管理予定者の実績の中で直営から指定管理へ移行した事例について

狭山博物館を始めとして、複数の施設において、それまでの直営から指定管理制度に移行している事例がある。

* 学芸員を含めて直営から指定管理へ移行した他都市事例の有無について

全ての施設について確認をしたわけではないが、数箇所の施設に対して聞き取りを行った限りでは、学芸員がそのまま引き継がれた事例はなかった。

* 今回の指定管理予定者の提案内容が評価された点について

選定に当たっては、大きく5つの項目で分かれているが、特に事業達成・サービス向上の取組の中で、現行の施設を更に利活用していくといった観点、地域・市民等との連携の取組の観点、組織体制・職員配置といった観点などの項目が標準よりも高い評価を得た。また、経費縮減の観点、施設整備の維持管理の考え方、モニタリングの観点についても標準よりも評価が高かった。

*** 施設の利活用の具体的な内容について**

一例として、モニター等のデジタル機器を活用し、常設展の導線などに配置することなどが提案された。

*** 映像ホールの運営に関する提案内容について**

収蔵品を活用した上映や利用者からのアンケートを活用した作品の上映なども提案されている。

*** 提案における収蔵品の利活用について**

アートギャラリーなどのスペースで美術品の常設展を設けることなどが提案された。また、収蔵品の管理については、新たに市民ミュージアム用に開発する博物館総合システムによる管理が提案の中で示されている。また、システムの導入に当たっては、専門のシステムコンテンツチームを設置し、管理に特化した業務を行うと聞いている。

*** 収蔵品の点数及び資産価値について**

現在、様々な分野を含めて、20万点以上の収蔵品がある。資産価値については、正確な金額は把握していないが、評価額は相当の額に上る。

*** 収蔵品管理の適正な引継ぎについて**

収蔵品の分野が広範囲にわたるため、現状、全てにおいて適格な管理がされている状況ではないが、整理をした上で順次、引継ぎを実施していく。

*** 引継ぎのスケジュールについて**

議決を前提として、10月以降に引継ぎを行っていくが、年明けから3か月間程度、工事のため休館となることから、その中で具体的に引継ぎを行っていきたいと考えている。

*** 指定管理予定者による市民ミュージアムの視察について**

現地説明の機会に収蔵庫等も視察をしており、現地視察を踏まえた上で提案をしたものと考えている。

*** 収蔵品の処分について**

収蔵品の収集は、手続等は指定管理者が行うが、収集予算は指定管理者ではなく、市で予算化し、最終的な判断は市が行う。収蔵品を処分する場合も、最終的には市が確認を行うことになる。

*** 学芸員の今後の処遇について**

現在、生涯学習財団が雇用している学芸員については、指定管理後に雇用が継続されるという仕組みではないが、指定管理予定者からは、熱意・やる気があり、運営方針に理解をいただける方については、優先して雇用するという考えが提案書の中で示されており、現在、議決前ではあるが指定管理予定者から生涯学習財団に対して募集の案内が行われている。

*** 学芸員の現在の処遇と指定管理移行後の処遇について**

現状の業務委託先の生涯学習財団の学芸員の個々の待遇について、詳細には把握していないが、今後については、指定管理予定者と個々の学芸員による面談などにより決まるものと考えている。

*** 指定管理から直営へ戻した他都市の事例に対する考えについて**

当初は公募で指定管理者制度を導入したが、5年間を経て検証した結果、非公募にするとといった手法に変更した事例について把握している。

*** 5年間の指定管理期間の妥当性について**

本市の指定管理者制度のルールとして5年間が原則となっているため、そのルールにのっとり公募している。今後、検証をする中で期間については検討していきたいと考えている。

*** 現在の学芸員の配置状況について**

現在、学芸員は16人で全員が有資格者と認識している。

*** 専門性の向上に関する提案内容について**

指定管理予定者からは、館長とは別に顧問を置くことが提案されており、具体的には大学において博物館の資料論などを専攻している教授を顧問として専門知識を活用することなどが示されている。

*** 博物館資料総合システムについて**

汎用システムではなく、市民ミュージアム用として新たに開発するもので、費用は単年度で200万円程度と聞いている。

*** 岡本太郎美術館と同様の手法で指定管理する可能性について**

岡本太郎美術館については、市の職員を学芸員として配置していた経過があるため、学芸員も含めた形で直営にすることが可能であったが、市民ミュージアムについては、学芸員は業務委託先である生涯学習財団が直接雇用しているため、学芸員を含めて市の直営にすることは難しいと考える。

*** 学芸員の雇用とモチベーションを維持するための待遇について**

学芸員の雇用については、最大の課題と認識しており、現在の学芸員のノウハウを最大限に活用したいということは、指定管理予定者としての雇用の考えもあると思われる。雇用に関する部分は、あくまでも企業としての指定管理予定者と個人との関係となるため、市として直接的に関われる立場ではないが、市としてもできる限りアドバイスをしていきたいと考えている。

*** ラウンジ等の充実について**

レストラン事業等を含めたラウンジの活用については、自主事業として提案を求めたが、レストランとしての提案はなかった。指定管理予定者に対する事前の確認において、指定管理期間5年間の運営状況を見てレストラン業務についても提案していきたいという意向は確認している。

*** 当該指定管理予定者の選定の決め手について**

選定委員会において、総体として新しいことが提案されていることが評価されていた。また、市民がミュージアムに親しめるようにといった、市民目線での提案がなされたことが選定の決め手となったと考えられる。具体的な提案のイメージとしては、市民ミュージアムにたくさんの市民が訪れるような認知度の向上についての提案などである。

*** 今後の市民ミュージアムの事業計画について**

今回、指定管理予定者から提案された内容をベースに、単年度ごとに策定していきたいと考えている。

*** キュレーターの考え方について**

人物の特定までは確認していないが、学芸員の資格及び経験を有する人材を館長として配置する予定と聞いている。

*** 市民ミュージアム周辺へのアクセス向上策について**

指定管理予定者から具体的な形での提案はないが、例えば隣接するとどろきアリーナでプロバスケットリーグの試合がある日に東急バスの臨時便が運行すると聞いているため、そのような機会を捉えて開館時間を延長するなどの検討を指定管理予定者に投げかけていきたいと考えている。

*** 現在の学芸員が本来業務以外で活動している実態の把握について**

講師としての派遣の依頼があることなどは認識している。

*** 学芸員の雇用の引継ぎに関する生涯学習財団との議論について**

生涯学習財団と直接議論はしていないが、現在の学芸員の雇用は大きな課題であると認識しているため、選定結果を公表した時点で生涯学習財団を所管する教育委員会に対して説明を行い、議決の前段の案内という位置付けで説明を行っている。

*** 学芸員のスキルの継承について**

現在の学芸員のスキルを継承することは、非常に重要なことであると認識しているため、生涯学習財団を所管する教育委員会とも協議を行いながら、指定管理予定者に対しても考えを伝えていきたいと考えている。

*** 学芸員の身分の保障を担保することについて**

学芸員の雇用に関する部分については、民間における契約の問題となるが、市としては要請まではできると考えるため、学芸員の身分の保障について配慮していただきたいといった要請はしていきたいと考える。

*** 公の施設である市民ミュージアムの機能を継続していくために学芸員の専門性を保障するといった姿勢を市が明確に示すことについて**

本市が文化・芸術の創造拠点として設置した市民ミュージアムのポテンシャルを生かし、市民にとって最も有益な取組が展開できるかどうかと重要であると考えている。

これまで蓄積されてきた学芸員のエッセンスを後継の学芸員が引き継いでほしいというのは切なる願いであり、経営手法が変わったとしても、若い学芸員を育成していくことができるミュージアムでなければならないと考えている。

《意見》

*** 20万点を超える市の財産である収蔵品を確実に引き継ぐためにも、学芸員の英知を活用してほしい。**

*** 市民から寄託された品も含めた収蔵品については、本市の独自性を継続するために適切に整理、活用をしてほしい。**

*** 指定管理業務に関する仕様書の内容が確実に担保されるよう、指定管理予定者に対しては市として求めるべきことをしっかりと求めてほしい。**

*** 本議案の審査に関する委員会での議論の内容については、市としてできる限りの範囲で指定管理予定者へ伝えてほしい。**

* 本年 3 月に指定管理導入議案を審査した際にも、指定管理者制度は市民ミュージアムの設置目的になじまないとの観点から反対をした経過があり、今回の選定議案についても市の姿勢に対する懸念が払拭できないため、本議案については賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第 139 号 平成 28 年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決